

## 名古屋市職員共済組合係長心得の設置に関する規程

(平成 26 年 3 月 31 日)  
(名古屋市職員共済組合規程第 1 号)

最近改正 平成30年 3 月31日規程第 6 号

### (目的)

**第 1 条** この規程は、管理規程（昭和37年名古屋市職員共済組合規程第 3 号）  
第 8 条第 1 項「その他必要な職員」として係長心得を置く場合の取扱いにつ  
いて定める。

### (設置)

**第 2 条** 保健指導係に係長心得を置く。

### (職務)

**第 3 条** 係長心得の職務は、管理規程第 8 条第 4 項に規定する係長の職務とす  
る。

### (代決)

**第 4 条** 理事長は、管理規程第11条係長共通代決事項について、係長心得に代  
決させる。

### (号給数の調整)

**第 5 条** 係長心得の職務を命じられた職員の当該職務を命ぜられた期間の給料  
の号給は、その者が当該職務を命じられなかったとした場合の号給の号数に  
6 を加えて得た号給とする。

**附 則** (平成 26 年 3 月 31 日)  
(名古屋市職員共済組合規程第 1 号)

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 30 年 3 月 31 日)  
(名古屋市職員共済組合規程第 6 号)

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。